

記憶とパワーのジェンダーポリティックス：東アジアの 国際関係において日本の平和憲法と慰安部問題の意味づけ

Gendered Politics of Memory and Power: Making Sense of Japan's Peace Constitution and the Comfort Women in East Asian International Relations

金泰柱(シカゴ大学)*・李洪千(東京都市大学)**

Taeju Kim (University of Chicago) and Hongchun Lee (Tokyo City University)

Abstract

This paper examines how Japanese society produced and reproduced a distinctively gendered history and memories of the experience of WWII and colonialism in the postwar era. We argue that these gendered narratives, which were embedded in postwar debates about the Peace Constitution and comfort women, have engendered contradictions and made the historical conflicts with neighboring countries challenging to resolve. On the one hand, this deepens conflict, but on the other, it also generates stability in East Asia. After Japan's defeat in WWII, the American Occupation government created the Peace Constitution, which permanently "renounces war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes." The removal of the state's monopoly on violence—the symbol of masculinity—resulted in Japan's feminization. This feminization led to collective forgetting of prewar imperialism and militarism in postwar Japan. While collectively forgetting the wartime history of comfort women within these feminized narratives, the conservative movement to revise the Peace Constitution attempted to recover Japan's masculinity for a new, autonomous role in international politics, as uncertainty in East Asia increased. Ironically, however, this effort strengthened Japan's femininity because it involved forgetting Japan's masculine role in the past. This forgetting has undermined efforts to achieve masculine independence, thus reinforcing dependence on the United States. Recurrent debates about the Peace Constitution

* Lecturer, Division of the Social Sciences, The University of Chicago. Email: kimtaeju@gmail.com.

** Professor, The Department of Sociology and Media Studies, Tokyo City University. Email: hongchun@tcu.ac.jp.

and comfort women have influenced how Japanese political elites and intellectual society have constructed distinctive social institutions, imagined foreign relations, and framed contemporary problems, as indicated in their gendered restructuring of history.

Keywords

History, Gender, Memory, Power, Peace Constitution, Comfort Women, International Politics, Korea, and Japan

1、はじめに

冷戦の崩壊、中国の台頭、日本の経済危機そして韓国の急速な経済成長によってもたらされた東アジアの国際情勢の不確実性の増加は、地域内の安定を維持するための新たなパラダイムの登場を求めている。この地域を不安定にする要因は、領土紛争、慰安婦問題をめぐる歴史問題、日本の憲法改正の動きなど様々であり、どちらでも短期的な解決は期待できない。さらに、中国の軍事的膨張、米中対立の増加、北朝鮮の核危機などは世界規模で起きるパワーゲームが地域の緊張をより高めている。

従来 of 国際政治体制では、東アジアに端を発するこのような問題の解決できなくなっているのが問題である。ヨーロッパは、北大西洋条約機構 (NATO) や欧州連合 (EU) のような体制を構築し、域内における対立を調整するシステムを形成・発展させてきた。が、東アジアではそのような多国間の紛争を調整できる枠組みがないのはもちろん、共有できる共通の規範も存在していない。

本論文は、国際政治のダイナミズム中で東アジアの国際政治の不安定性をジェンダーの観点で、各国がどのように規範的なパラダイムを構成し、また再構成しているのかを検討しようとすることを試みる。東アジアを研究対象にする既存の研究は、この地域における歴史対立にフォーカスを合わせる傾向が多く、歴史論争がもつ国際政治的意味や効果に対する議論を十分に行われたと言えない。

本論文は、第2次世界大戦を切口として、そこから発生する戦前・戦後の問題を短期的に捉えることなく、広範囲のパラダイムの変化として考察し、東アジアの不安定性を軽減することに寄与したい。

進歩的な日本の学者たち、例えば、Norma Field, 家永三郎, 和田春樹,

上野千鶴子などは、植民地支配と戦争責任を広く解釈している。彼らは、日本帝国主義を執行した軍部や政治家だけではなく、受け身的であっても戦争に協力した下級官僚や一般国民にも責任があると解釈している。¹⁾このような解釈は中国や韓国で受け入れられる。他方、安倍政権を含む保守派は、狭義の戦争責任論を主張している。それによると、下級官僚や一般国民は戦争責任の追及対象に含まれない。どちらの解釈においても植民地の近代化に対する日本の役割を強調しているのは共通している。2つの解釈は、歴史を巡る日本と周辺国の対立の原因のひとつでもある。これを克服するために行われたさまざまな努力が失敗し続けたことが、対立の複雑さを増やしている。

リンド(2010)は、歴史論争による対立が絶え間ないことに注目し、ドイツが戦争責任を広義に認め、謝罪と補償を継続したと述べている。彼は、このようなドイツの事例は東アジアにおいても有効であることを示唆している。リンド(2010)は、日本が広義の責任論を受け入れ、積極的に謝罪を行うと国内政治では反発が起り、結果的に民族主義(Backlash Nationalism)を煽るようになると主張している。彼の主張によると、和解と協力のために日本政府が謝罪と補償を行うことは構造的に難しいことになる。リンドは、東アジアの当事者らが責任のレベルを明確にし、それに基づいて歴史問題の和解と協力を行うのが解決策であると提案している。²⁾

リンド(2010)は、国家間の行動は合理的な選択の理論に偏りすぎたことで、問題の解決より国家の利益を最大化する戦略的な手段として懸案

-
- 1) Steven Benfoll. (2002). Why Can't Japan Apologize?, *Harvard Asia Quarterly*, 6(2), pp. 4-11; Norma Field. (1997). War and Apology: Japan, Asia, the Fiftieth and After, *Positions*, 5(1), 1-51; and Michael Walzer (1977) *Just and Unjust Wars: A Moral Argument With Historical Illustrations*, Basic Books, NewYork.
 - 2) Jennifer Lind. (2010). *Sorry States: Apologies in International Politics*, Cornell University Press, Ithaca.

が使われていると考えている。

本論文は、日本の敗戦を起点にして、敗戦後の日米関係、日韓関係がジェンダーの視点でどのように規定され変化してきたのか、その過程で日本の戦争責任に対する行動（謝罪と賠償）にどのような影響を与えたのかを検討する。また、慰安婦問題が朝鮮社会、植民地社会、戦後の日韓関係におけるジェンダー関係の変化をどのように反映しているのかを検討する。

イ・ナヨンは、性的不平等の概念を用いて国家と社会の関係で慰安婦と基地村女性（洋公主）を、戦後の米国と日本が帝国主義と冷戦の性的・人種的支配構造をどのように生産・再生産しているのかを考察した。特に、この過程で韓国社会における性的不平等構造が日本帝国主義の支配パラダイムをどのように更新させたのかを分析した。また、戦後の覇権国家である米国が、日本の帝国主義的支配構造を継承し、どのように新しい支配構造を構築したのかを分析した。上野（1999）は日本の家父長制の家族、国家、そして国際体制が戦後の慰安婦問題の公論化をどのように取り押さえ女性性(Femininity)を搾取してきたのかを実証主義の歴史観(Positivist and Linear History)に対する批判を通じて分析した。³⁾

本論文は、先行研究の分析を踏めて、新しい覇権国家である米国と敗

3) 이나영. (2013). 글/로컬 젠더 질서와 한반도 여성의 몸: 일본군 ‘위안부’와 미군 기지촌 ‘양공주,’ *동방학지*, pp. 161, 3-38; Ueno Chizuko. (1999). The Politics of Memory: Nation, Individual and Self, *History and Memory*, 11(2), pp. 137. “There are probably still numerous women who have not come forward. It goes without saying that patriarchy in Japan and Korea has played the greatest role in perpetuating the crime. The women’s movement in Korea in the 1980s and the global development of feminism formed the necessary background … When former comfort women testified as victims, a forgotten past was recovered for the first time as a distinct, different reality. History was made anew by this act. And, after fifty years, a ‘retrial’ of that history has now become possible. The folly of positivist historians is to think that we can ‘assess’ certain historical facts ‘just as they are’ from a third party perspective, divorced from the reality of those who experienced it.”

戦国日本の関係が変化しているなかで日本の国家アイデンティティー、国益がジェンダー・フレームのなかでどのように変化しているのかを分析しながら、日米関係の変化が両国の性的不平等と新しい支配構造の形成にどのように働くのかを考察する。この目的を達成するために、米国による平和憲法の制定とこれに対する戦後日本の改憲の動きを国家のジェンダー・アイデンティティーの変化の過程で分析する。これを慰安婦問題と繋げて考察することでジェンダーの支配構造が新しく形成されていく過程だけではなく、このような過程が表す国家の性的イメージが慰安婦をメインとした歴史的な性的平等・不平等と対立し、どのような逆説的な結果、つまり、支配構造の力学的な変化または維持の可能生を探求しようとする。

これまで、LaFeberと Bergerなどは平和憲法を日本の国家のイメージと政策を反映する象徴として研究テーマにされて来たが、⁴⁾その象徴性は社会構造的文脈のなかで日本社会の変化を説明できない限界を露呈している。慰安婦問題は、性的マイノリティーの問題として、男性支配構造の形成と正当化を説明するなかで論じられてきた。

このような変化を説明するために本論文は、男性性 (Masculinity) を外向的、独自の、好戦的、支配的本能、弱者を保護しようとするシンパシーと教育による文明化 (Sympathy and Civilising Mission) として特徴

4) Walter Lafeber. (1998). *The Clash: A History of U.S.-Japan Relations*, W. W. Norton and Company, New York, N.Y., pp. 298-299. "In a public speech of 1953, the new U.S. Vice President Richard M. Nixon, told seven hundred Japanese leaders that Americans had 'made a mistake in 1946' by placing Article XI in Japan's Constitution. Washington wanted Japan to rearm. During the height of the Korean War, Yoshida had increased the Police Reserve from 75,000 to 110,000, and rechristened it a 'Self-Defense Force.' The Prime Minister, however, was reluctant to go farther. He seemed obsessed by the fear that Americans wanted Japanese troops to be used in Korea and elsewhere." Thomas Berger. (2003). *Cultures of Antimilitarism: National Security in Germany and Japan*, The Johns Hopkins University Press: Baltimore, Md.

つける。それに対して女性性 (Femininity)は、内向性、処女性、犠牲的、依存的、性的な消費対象、母性愛、人類愛と保護本能 (Maternal Protection and General Human Rights)、人権として特徴つける。このような2つのジェンダーの特徴は相互作用しながら様々な地政学的要因、民族国家のアイデンティティー、国益らと一つの有機体 (Organic Body)を形成しながら変化していく。それは歴史性に基づく象徴的なコミュニケーション、即ち慰安婦運動による女性の声と人権のレコニーション (Recognition)を要求するのはその社会的なマイノリティー主体性の変化を利用し (appropriation)、動員し (mobilization)、社会に対する支配を強化しようとする国家によって逆説的に社会と国家両方変化することを意味する。本論文は、その変化の相互影響について検討する。

II、ジェンダーの観点から見た平和憲法

本章では、米国が主導している国際政治の文脈で、戦後の日本の憲法改正が東アジアにおいて日本の政治・軍事的役割をどのように規定し、また変化させてきたのかを、ジェンダーフレームで考察しようとする。憲法改正は、国家が行使できる固有の権利ではあるが、日本は憲法改正の動きは何回もあったが、一回も成功的に行われなかった。本稿は、日本の平和憲法が日米関係をジェンダー構造のなかでどのように再構築し、日本の植民地・戦争の責任論に対する行動にどのような影響を与えたのかを検討する。

1. 戦後の日本の国家ジェンダー性の構造変化

米国は、1947年に連合国最高司令官 (SCAP) を介して平和憲法を制

定し、日本を戦争ができない国にした。五十嵐（2000）は、敗戦後の憲法制定過程を、国家レベルにおけるジェンダー性の変化として説明している。五十嵐によると、原爆投下は、日米間のジェンダー関係を変化させた転機となっている。敗戦によって、日本はアメリカによって戦争の相手から保護されるべき対象（女性性）として規定された。帝国主義的な男性性を排除する国家ジェンダー性の変化によって、植民地支配と戦争について日本が負うべき責任を取り除くことを意味する。⁵⁾

広島と長崎の原爆投後の全面降伏は、天皇に象徴される国家の男性性の終言を意味する。ジェンダー性の変化は、軍国主義日本に対する歴史的責任の追及を免れる結果をもたらした。これは、植民地時代の矛盾やその後の歴史問題を巡る対立を弱体化させる圧力として働き始める。⁶⁾

五十嵐は、敗戦後の日米関係をジェンダー概念で擬人化して説明する有効性を主張している。⁷⁾五十嵐は、戦時の敵対的な関係から文化的、経済的および政治的な同盟関係に変化していく敗戦後の日米関係ことを *Foundational Narrative* と概念化し、説明している。五十嵐は、日本の国家ジェンダー性の変化平和憲法の制定と天皇のイメージを女性化して

5) Yoshikuni Igarashi. (2000). *Bodies of Memory: Narratives of Warin Postwar Japanese Culture, 1945-1970*, Princeton University Press, Princeton, N. J., pp. 19-46.

6) Yoshikuni Igarashi. (2000). *Bodies of Memory: Narratives of Warin Postwar Japanese Culture, 1945-1970*, Princeton University Press, Princeton, N. J., pp. 20. Likewise, Igarashi states, “The foundational narrative was generated by the two countries’ efforts to render understandable the experiences of the atomic bomb and the ensuing transformations of the relationship. The United States unilaterally used the atomic bomb against Japan; yet both the United States and Japan were complicit in the maintenance of the narrative that subsequently encoded the bomb and the conclusion of the conflict through the figure of the emperor. The two countries’ contradictory orientations in encoding the war’s conclusion notwithstanding, many people in both countries found popular representations of the historical events convincing.”

7) 風刺漫画はその代表的な事例である。『東京パック』では、東アジアの国際関係が擬人化され描かれている。Yoshikuni Igarashi. (2000). *Bodies of Memory: Narratives of Warin Postwar Japanese Culture, 1945-1970*, Princeton University Press, Princeton, N. J., pp. 19-46.

いくことでもたらされると説明している。

平和憲法の制定過程に、日本の政界が自発的な参加したか否かは、解釈が分かれる。それは本論文の趣旨ではないので、紙面の制約上別の論文を通じて論じて行きたい。これらの解釈の違いにもかかわらず、日本の平和憲法が米国の主導の下で一週間程度の短い時間で連合軍総司令部(GHQ)によって作成されたことには異論がない。⁸⁾GHQが主導した憲法作成に対して、日本の保守層は制定直後から改正に動き始めた。保守層がもっとも改正を望んでいる条項は憲法9条である。彼らは、9条が独立国家であれば当然持つべき軍事力と武力の使用を禁じていることで主権国家としての自主性が制限されると改正を主張している。つまり、保守層にとって平和憲法は敗戦と主権、すなわち男性イメージの喪失を象徴し、主権と名誉を回復するために取り戻すべき目標である。

代表的な憲法改正の動きは、鳩山一郎と岸信介の2人の総理によって行われる。鳩山は1954年に首相に選出された後、改正の議論を本格化した。鳩山に続いて首相になった岸信介は、憲法調査会を設置し、改正の動きに拍車をかけた。岸が総理になれたのはA級戦犯として東京巢鴨刑務所に収監されていた彼をアメリカが公職に復帰させたからである。韓国戦争のために日本の戦争動員能力を復活させることが必要だった。⁹⁾鳩山と岸は、日本が独自の軍事力を確保し、米国の反共封鎖政策に貢献するためには憲法改正が必要だという名分を掲げた。2人の憲法改正の動きは、1950年代末まで続いた。

しかし、このような試みは、1960年代に広がる日米安全保障条約に対する抵抗にぶつかりながら動力を失っていく。安保反対運動は、経済回復が切実な日本が米国によって不要な戦争に巻き込まれたくない本音を

8) 高柳賢三。(1961). 憲法第九条, *自由*, 3(12), pp. 46-63.

9) John W. Dower. (1999). *Embracing Defeat: Japan in the Wake of WWII*, New ㅉ가, N. Y: W. W. Norton & Company.

あわらず動きである。この運動は、安保条約改正を通じて、日米軍事協力を拡大しようとした岸の親米政策に対する日本国民の反対であり、日米軍事協力の強化が日本を共産陣営の核攻撃のターゲットにさせるのではないか、という国民の強い懸念を示したことである。以下では戦後の憲法改正の動きにもかかわらず、改正が出来なかった理由について検討する。

憲法改正の焦点は憲法9条である。この条項は、国家間の紛争を解決する手段としての軍事力の使用を放棄する内容である。武力の行使や戦争は、男性的な力や権威の象徴として表現されており、それを放棄した憲法9条は、男性を捨てるという宣言である。日本国憲法第9条は次のように記述されている。

『日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない』¹⁰⁾

国家間の紛争を解決する手段としての武力の使用を放棄するのは、憲法規定としては例外的である。この条項は、2つの例外性をもっている。まず、形式における例外性である。次の例外性は、日本の憲法でありながら戦勝国（アメリカ）と敗戦国（日本）の関係を規定する性格を内包していることである。この条項は、日本を戦争ができない国にするために日本の男性性を除去し、女性化させようとする米国の意図が反映されている。9条によって、アメリカは、武力をもっていない日本（女性）を保護する国（男性）と規定される。

しかし、国家武力の放棄は日本の国際的、外交的な影響力の弱体化を

10) 日本国憲法、第九条。

招きかねない。そのため、武力を補う代替的な手段が必要になる。その為日本が選んだのは、経済発展とアメリカのパワーを利用 (Appropriation) する戦略である。金 (2018) は、これを依存的存独立 (Dependent Autonomy) という概念で説明している。¹¹⁾

戦後の日本の国際政治学の権威である高坂正堯 (1963) は、日本は対米関係において憲法の女性性を積極的に活用すべきだと主張した。高坂は、米国の力から日本を守る盾として、また米国の力を利用する手段としての憲法を活用を主張している。日本は、敗戦によって太平洋地域の覇権を失っており、圧倒的な海軍力を持つ米国を相手にできる状態には戻れない。米国との国力の差は、第二次世界大戦で実証されており、両国の物理的な力 (Material Power) の差は明らかである。彼は、限定的なレベルで再武装するよりも、非武装の方が日本にとって有利であるという現実主義的視点から憲法改正を否定している。¹²⁾

高坂は、米国が主導する戦争に巻き込まれる可能性を軽減するブレイクの役割や米国の軍事力を日本防衛の盾として使う装置として憲法9条

11) Taeju Kim. (2018). *The Moral Realism of the Postwar Japanese Intellectuals*, University of Chicago, pp. 11-12. "In order to effectively avoid American trade pressures and military domination, the conservative Realists (members of the Advisory Board to the Prime Minister of Japan) strategically appropriated American power and liberal internationalism to strengthen Japan's economic competitiveness as a source of national independence, sovereign equality, and power. I consider this rational, self-interested appropriation (known as the anti-colonial self-strengthening movement) to be one of the defining characteristics of their 'Realism' in the face of the internal and external crises of the 1960s. Strategically utilizing the U.S.'s superior military power to compensate for Japan's limited defensive capabilities, the Realists sought to achieve a Realpolitik material balance of power and stability in the region defined by 'dependent autonomy.' Believing that future conflicts would create a situation of total economic war, their strategy for recovering national sovereignty and independence after the defeat of WWII was to effectively modernize the national economy through a liberally integrated system of production, resource mobilization, rational planning, and scientific management, without spending on the military."

12) 高坂正堯. (1963). 現実主義者の平和論, *中央公論*, 78(1), pp. 38-49.

の活用を提言している。米軍の活動を支援する自衛隊の役割を認めて、限られた最小限の武装のみを許可する専守防衛の概念はこれに基づいている。このような戦略的判断は、日本の軍事費の支出を抑制し、経済力を戦後復興に集中する基本戦略となる。¹³⁾

佐藤首相の諮問グループのメンバーとして活動した高坂は、東南アジアを安定させることでこの地域における共産主義の影響力を防ぐことが、この地域で米国が覇権戦争を引き起こす可能性を減らす戦略を考えた。彼は2つの提言を行っている。まず、東南アジアを安定させ資源調達と市場として創出すること、次に、日本がアジアの国際政治・経済において主導的な役割を担うことである。鳩山一郎と岸信介が立ち上げた憲法調査会は1965年に高坂らの主張を受け入れ、「平和憲法改正の必要性がない」という内容の報告書を採択した後、活動を終結した。

猪木正道¹⁴⁾は、覇権的な日本軍国主義の原因として戦前の日本の歴史認識を分析しながら、戦後日本は、人権と個人の自由を尊重する国にならなければならないと主張した。猪木は戦前・戦後をジェンダー的視点で分析している。彼によると、戦前の日本社会は、保護者としての父性愛の力が強調され、抑圧的な権威主義や不法な軍国主義が正当化された。これに対して戦後は平等で普遍的な責任をもつ人権保護者として女性的な役割を強調すべきであると述べている。人権の価値と機能を強調した猪木の主張は、保守陣営に幅広く共有されるようになり、憲法調査委員会も人権の概念で、市民の労働権、経済圏を強調している。この考え方は、超国家的な、普遍的な人類愛も同時に強調している。¹⁵⁾

13) 高坂正堯. (1963). 現実主義者の平和論, *中央公論*, 78(1), pp. 38-49.

14) 国際政治学者で戦後に天皇の価値観に影響を与えた保守派の一人。防衛大学の総長も歴任した。

15) 猪木正道. (1962). 私の憲法擁護論, *世界*, 198, pp. 73-75; *Yomiuri Shimbun* (October 22, 1959). *Zaisanken, rōdōsanken no kankei kiku, kenpo chōsakai nishi ni* (Hearing about the Relationship Between the Property Rights and Three Labor Rights), *Yomiuri Shimbun*.

上述な議論を受け継いだ永井と高坂は、日本の重要な国家的アジェンダとしてアジア開発を設定して、東南アジアの援助と開発は普遍的な人類愛 (Humanity) の上で個人を対象にしなければならないと主張した (Improving the Lives of Local People out of Humanitarian Concern)。特に東南アジアの開発は、個人の経済的欲求と役割を増大させることで貧困撲滅 (Removing the Poverty)、技術移転 (Technology Transfer)、地域開発 (Local Development) に取り組むことで中産層の育成することを重要な目標として設定した。ここで指摘すべき点は、東南アジアの開発と援助は、日本の立場からの支援ではなく現地が望んでいる内容での援助が行われたことである。このような援助によって共産主義勢力の拡散を阻止し地域の安定を達成できる。¹⁶⁾

日本が東南アジアの安定化を重視するのは、この地域における米国の覇権的、軍事的な役割を活発させないためである。その結果米国が主導する戦争に日本が巻き込まれる可能性を減らし、日本は経済開発に国力を集中できる。この方向性を引き受けて東南アジアにおける外交政策三原則をまとめたのが福田ドクトリンである。福田ドクトリンでは日本と東南アジアの関係は心と心を通じた理解 (heart-to-heart understandings with Southeast Asians) という対等なパートナーとして記述している。

猪木は、憲法第97条で明記された「人権」と「国境を越えた人類愛」を用いて、象徴としての天皇を母性愛的な人類愛もつ存在として再構成する。天皇のイメージを女性として解釈することは、天皇の戦争責任に免罪符を与えるのに便利な手段として利用される。猪木は日本を非理性的な戦争の渦に導いた軍国主義者と前後の極端な保守民族主義者たちや

16) 永井陽之助 (1966). 日本外交における拘束と選択, *中央公論* 81(3), pp. 74; 高坂正堯 (1964). 国際政治の多元化と日本, *中央公論*, 79(12), pp. 106-107; and Walter Lafeber. (1998). *The Clash: A History of U.S.-Japan Relations*, W. W. Norton and Company, New York, N.Y., pp. 367.

暴力的な共産主義革命論を唱える急進左派勢力と同一視している。他方で、無条件降伏を決断し、数多くの日本人の命を救った天皇を、無条件的な犠牲の母性愛的な救い主として規定する。また、米国を軍国主義勢力から日本を解放させた男性的解放者として位置付けている。米国、日本、天皇を取りまくジェンダー構造は敗戦後の日本が置かれた状況に対する現実的な認識と戦後の国家安全保障戦略と密接に関連している。ジェンダー構造の中での日米関係の再構築は、日米関係において戦後の政治、経済、軍事同盟関係を確立する上で重要な土台を提供することになる。

日本の敗戦は太平洋における覇権構造の再構築を意味する。敗戦によって証明された日米の国力の不均衡は、日本が再武装したとしても解消できない。高坂は、その状況を次のように説明している。日本の敗戦は米国の民主主義が日本の軍国主義に勝利したとか、アジア侵略を懲罰したという意味合いというより、米海軍が日本海軍を無力化させ、米海軍が太平洋を完全な制御したことで日本が永遠にアメリカの安全保障の傘の下に置かれるようになった。

これらの認識は、日米関係が国際政治におけるジェンダー関係によって再構築されていることを反映している。その土台になっているのが、日本の男性性を排除（去勢）し、女性性を強調する役割を果たしている憲法9条である。女性性は人権と人類愛の普遍的な価値を重視する。国家関係をジェンダー関係に位置付けることで、米国の役割（安保の保護者）を明確化する反面、米国の覇権的な力の行使に口を出しながらも、その力を日本の利害関係のために利用しようとした。¹⁷⁾

武力使用の独占的な力の喪失と前後地政学的秩序の変化は、日本の国家の機能に制約をかけるようになっている。日本の武力の行使ができな

17) 高坂正堯. (1963). 現実主義者の平和論, *中央公論*, 78(1), pp. 38-45.

いことを逆手にとって米国の冷戦封鎖政策を批判しながら、米国に責任と正当性のある役割を求めることになる。日本が、個人を重要視する第三世界の開発援助を行い、中産階級の育成と脱植民地的グローバル市民社会を通じた平等なジェンダー構造の構築を唱えているのは、国内外で自由主義市民、市民社会（global public and public sphere）を量産するのが冷戦構造に対抗する日本の重要なレバレッジになると考えていたからだ。

日本の進歩派グループだけでなく、大学教授、科学者、文学評論家、弁護士、会計士、医師等中産階級専門従事者（いわゆるブルーカラー）のような中道右派など保守的な自由主義のグループも脱植民地市民社会の重要な参加者であった。日本が普遍的な価値を唱えて国際政治の体系の中に構築しようとしたのは、自由主義的な国際秩序（Liberal International Order）を構築することが日本の脱植民地的独立性・自律性・平等性を維持するための重要なメカニズムを提供しているからである。

70年代のデタントによって国境と理念を超えた経済的な競争は激しくなった。この時代は、ベトナム戦争は終盤を迎えており、アメリカでは公民権や反戦運動が起きている。また、ニクソンの中国訪問（1972年）による米中和解ムードが作られた。共産主義陣営に対する米国の封鎖政策と自由陣営の結束を強める冷戦政策の挟間でも、米国の軍事的保護下に中東をはじめ東南アジアでの資源調達やアメリカの幅広い技術サポートを受けて、日本は急速に経済発展を遂げており、80年代の初めになると様々な分野で米国と肩を並べるようになった。

しかし、日本の急速な経済発展は米国の保護貿易主義を刺激し、米国は不平等で抑圧的な圧力をかけてくるようになった。米国の圧力に屈服した結果、日本はプラザ合意に署名することになる。この過程で日本は自らのアイデンティティの主張と主権国家としての対等な関係を要求することによって戦後形成された国家間のジェンダー関係の変化を求めた。その背景には、日本の経済的地位の上昇と技術革新を通じた持続的

な成長があり、70年代のデタントを初めに、イデオロギー対立が衰退したことと国際政治が多極化したことがある。

東アジアにおいて冷戦崩壊による地政学的不確実性の原因は、1960年代から芽生えていた。ただ、冷戦崩壊の起点を巡っては、学者によって基準と方法が異なっており一律で判断することは難しい。ブルース・カミングス（1997）は1960年代末に冷戦はすでに終わったと主張している。18)70年代の米中和解ムードに代表されるデタントの国際環境と日米の貿易摩擦と日本叩き（Japan bashing）は、国内における憲法改正の動きを刺激することになった。日本経済の急速な成長と中国の改革開放による国際政治への参加によって、日中間に新たな競争関係が生じることになる。その過程で発生した歴史教科書問題を巡る日中韓の論争は、東アジアの国際情勢の不確実性を増加させ、新たな関係構築の必要性を示唆した。

改革開放による社会改革の流れが形成された中国は、新たな社会統合のためのツールが求められており、植民地に対する記憶と第二次世界大戦の意味の再定義することで共産党の単一支配を合理化しようとしている。19)この過程で、抗日闘争の歴史に焦点を合わせ、第二次世界大戦を中国共産党の戦勝の歴史として書き直した。これらの動きは日本の歴史教科書の修正問題とぶつかり、歴史問題は日中関係を構造的に変化させる引き金となる。

そのような状況が悪化させた理由の一つに、テクノロジーの発達をあげることができる。インターネットによる通信技術の急激な発達は、国家間の利害の対立や歴史解釈の違いを誇張させる環境を醸成することに

18) Bruce Cumings. (1997). *Korea's Place in the Sun: A Modern History*, W. W. Norton & Company, New York, N. Y., pp. 342-400.

19) Peter Gries. (2004). *China's New Nationalism: Pride, Politics and Diplomacy*, University of California Press, Berkeley.

なった。コミュニケーション技術の発達は、東アジア諸国において自らのアイデンティティを形成することをサポートする役割を果たしている。日本の新しい歴史意識（歴史修正主義）は保守派によって動員され、政治的権力を安定化したり、拡大したりする政治的資産として利用されている。

『グローバル化による不確実性が大きくなっていくなかで日本の憲法改正の議論は、鳩山一郎、岸信介、福田恒存、中曽根康弘で代表される保守派だけではなく、清水幾太郎（進歩的な知識人）、江藤淳（中道右派）なども参加することになる。彼らは、日本独自の憲法を提起することで平和憲法の改正を主張し始めた。平和憲法に対する保守右派の認識は、西洋勢力が日本に対する優位を保とうするための道具として利用していることである。福田恒存は、工業化と近代化を成し遂げた国だけが国家の独立を得ることができると述べながら、日本人独自の憲法への熱望は、明治時代の富国強兵（Rich Nation and Strong Army）の努力と同一視している。』²⁰⁾

福田は、東大総長を努めた南原繁が米軍占領下で教育改革に協力したことを強く批判し、彼らが作った教育システムが戦後の行き過ぎた道徳主義と国家に対する批判的視点を養成した温床となったと主張した。²¹⁾ また、江藤淳は、検閲によって日本国民の自由な民意が抑圧され、正常な世論が共有できない状況で制定された平和憲法は自由民主国家における代表性が希薄であることを理由にあげながら憲法改正を主張した。²²⁾

20) 福田恒存. (1966). 福田恒存 著作集, 第 5: 一度は考えておくべき事, 新潮社, pp. 177-198.

21) 福田恒存. (1966). 福田恒存 著作集, 第 5: 一度は考えておくべき事, 新潮社, pp. 177-198.

22) 江藤淳. (1980). 1946年憲法—その拘束・補遺, 諸君 (9月), pp. 90-99.

国家間の貿易、交流と交通、通信手段の発達によって形成される国際的な公論の場 (public sphere) の役割に加えて、日本の知識人や政治家が求める独自の憲法制定は、東アジアにおいて歴史論争と過去の歴史に対する日本の責任論を巡る論争に再び火を付けるようになる。その一例が歴史教科書における用語の変化だ。日本の歴史教科書は1982年から帝国主義的意味が込められた侵略 (Invasion) という用語の代わりに進出 (Advance) の表現や中国侵略を美化するような用語も使い始めた。このような用語の変更は、中国と韓国を刺激し、日本の責任論と謝罪を求める動きが両国で活発に現れるようになった。

日本の歴史修正主義は、日本が国家的自主性と自尊心を確立し、男性性を回復しようとする試みである。これは、対外政策における米国への依存、憲法9条によって国家安全保障の根幹を米国に依存している状況から脱却しようとする動きであり、過去の帝国主義の栄光 (男性的権威としての国家権力) へ復帰しようとする試みとしても解釈される。憲法改正は、日本にとっては新たなアイデンティティを確立する試みであるが、他方で周辺国においては、これまでの関係を改めることになる。この過程については、次の章で慰安婦の議論を通じて、より詳しく説明する。

これらの一連の動きが示唆する論点は、日米関係において主権という観点から平等なジェンダー関係に再確立できるかどうかである。絶対的な力の不均衡である日米関係を平等にするのは容易ではない。が、米国からの抑圧的で覇権的な依存関係 (男女の力の不均衡) を清算しようとする動きが出始めている。例えば、沖縄の米軍基地移転問題と米軍基地を巡る人権問題になどがそれである。²³⁾

これらの人権問題と平等な関係という視点は、日本国内の人権意識の

23) Norma Field. (1993). *In the Realm of a Dying Emperor: Japan at Century's End*, Vintage Books, New York, N.Y., pp. 33-104.

高揚、さらに、これを国際社会に表出することで、より幅広い社会運動の一部として普遍的な人類の価値を人権と主権平等の論理の中で、国家的独立性を強調したのである。これらの一連の国際化、グローバル化が示唆するところは、ジェンダー構造のなかでの日米関係は、米国との力学関係の中だけで作られ、維持され、再生されるのではなく、その関係で生まれた人権意識が、日本の植民地政策によって抑圧されて忘れられた被支配者たちを登場させるようにもなったことである。

もう一つ注目すべき事実は、人権という普遍的価値が国の支配的地位を低下させることなく、むしろこれを強化する自由主義民族主義の台頭と文脈を一緒にすることである。これをイ・ナヨンはジェンダー論争を通じて人種主義、民族主義に転化していく過程であり、脱植民地権力化の一形態として定義する。²⁴⁾

しかし、70年代末から登場する新自由主義は、国家間の経済的競争関係よりも個人の主体性と自律的な権限を重視する概念であり、それに基づいた能動的な国家活動を求めている。これは個人やグループを統制・支配する主体としての国家ではなく、彼らの利益と行動をコーディネートし、仲裁することで、国家のアイデンティティと競争力を高める主体としての国家という認識である。

もちろん、これらの考え方の多くは部分発展論的な市場経済視点で端を発している。70年代から民間セクターが経済で占める割合が60～70%となり、国家主導の経済運用は出来なくなった。民間企業の競争力は、個人の専門性と自律性と創造性に基づいた生産性と効率性から生まれる。これらの保証する新しいシステムの構築は、国家の競争力の基盤となる。中国の改革開放によって、資本主義市場競争がさらに激化され、

24) 이나영. (2013). 글/로컬 젠더 질서와 한반도 여성의 몸: 일본군 '위안부'와 미군 기지촌 '양공주,' *동방학지*, 161, pp. 3-38.

個人の創造的な努力と貢献がない企業と国家の競争力は想像できない、新しい経済発展の時期に入った。

これらの新自由主義的発展論の基盤の上に、国家間のジェンダー関係を人権と個人の権利を通じて調整しようとするのは自然な動きである。例えば、原爆問題の浮上がそれにあたる。広島・長崎の原爆投下の経験は、日本だけの経験である。広島で韓国人と他のアジア人を除いた被爆日本人を記憶して哀悼する広島平和公園は、自由主義民族主義を代弁している。

米山は、日本の被爆経験が広島平和公園の建設過程でどのように表出されたのかを説明しながら、戦争被害が国際社会から認められたことを通じて日本の女性性がどのように強調されたのかを示している。広島平和公園は、日本の民族主義共同体の哀悼の空間であることが重要である。これを通じて、被害者としての戦争の記憶を繰り返し唱えることで日米関係の不平等性を是正しようとしている。²⁵⁾

リベラルな国際共同体社会の形成は、これらの新しいナショナリズムの衝突と葛藤が社会的、国家的、また国内的、国際的なレベルで同時に発生し、その複雑さと解決の困難を示唆してくれる。例えば、新たに登場する自由主義国家イデオロギーは、過去の権威主義政府が自国民に行った抑圧と暴力を新たに評価し登場するが、これらの再評価は、必然的に、過去の国の中で発生した抑圧的な帝国主義支配と暴力の再評価とこれにより形成された人類普遍の価値と衝突することになる。

日本での議論は、国際問題を国内問題化し、さらに国内における論争を国際問題化させる。この過程で、人権と個人の自由そして主権平等の価値は、国家間の行為を規定する重要な価値体系を構成することにな

25) Lisa Yoneyama. (1999). *Hirshima Traces: Time, Space, and the Dialectics of Memory*, University of California Press, Berkley.

る。国のアイデンティティが国家間のコミュニケーションによって形成される傾向は、今後も続くであろう。

憲法改正論とそれをめぐる過去の歴史論争は、国際政治の不確実性と新たな国際秩序の登場と密接に関係している。冷戦の不確実性が支配していた60年代の日本の憲法改正の動きと70年代のデタント時代に起こった憲法改正の動きは相違を示している。ただ、急速に変化する東アジアの地政学的構図の中で、域内の不確実性を解消し、新たな国際秩序を確立するプロセスのなかで生じた過程であることは共通している。

Ⅲ、ジェンダー構造における慰安婦論争

冷戦イデオロギーという文脈のなかで男性支配とそれに基づいた国の支配構造としてのジェンダー関係が、1980年代末から冷戦の崩壊を契機に現れ始めたのが慰安婦問題である。慰安婦問題は新しい国の社会的関係を定義する必要性によって登場し、国際政治におけるジェンダー性の関係が新たに規定されるようになった。慰安婦問題を通じて国家暴力に最も脆弱だった女性の声は、国家と市民の関係で再確立されるようになった。女性の人権が国家を構成する最も重要な原則の一つとして規定され、個人の権利を保護することが普遍的な人権の価値を守る国の義務である。代表的な例が、帝国主義の植民地支配における宗主国と植民地間の関係が慰安婦問題の議論を経て変わっていくことである。慰安婦に対する議論は韓国においてタブー視された時期もあったが、今では対日外交や国際政治において重要なカードの一つになっている。

冷戦の崩壊と韓国社会の民主化の動きの中で慰安婦問題に関心を示したのは、社会改革に敏感な進歩的な学者や市民運動家たちだった。ユ

ン・ジョンオク（梨花女子大学英文科教授）はその代表者の一人である。彼女は沖縄で慰安婦の直接証言とキム・ヘウォン、ギム・シンシルとともに日本で調査した内容をもとに、1988年に韓国教会女性連合会が主導したセミナー「国際観光文化と女性」で挺身隊の報告書を発表した。以後元慰安婦としてこの運動に参加することになった被害女性たちの経験とその記憶は、さまざまな形で共有されるようになった。市民団体が再構成した被害の過程の一部を以下で紹介する。

「金福童ハルモニは、1926年に慶南梁山で生まれた。彼女は、通っていた学校をやめて家事を助けた15歳の時（1941年）、日本軍「慰安婦」に強制連行された。村の班長と一緒に来た日本人は挺身隊に送り軍服を作る工場で3年間働けば家にもとってこられるが、拒むと反逆者扱いをすると脅かされた。しかし、彼女は工場ではなく中国の広東省、香港、スマトラ、インドネシア、マレーシア、ジャワ、シンガポールなどを転々しながら、性奴隷にさせられた。あまりにも苦しく自殺をしようとしたが、それも失敗し、シンガポールで終戦を迎えた。米軍捕虜収容所で過ごした後、8年目になって故郷に戻って来られた」（金復東ハルモニの人生）²⁶⁾

「吉元玉ハルモニは1928年10月、平安北道熙川で生まれた後、平壤に引っ越した。13歳（1940年）の冬、父が盗まれたものを買取ったという理由で刑務所に入れられ、その罰金を稼ぐために中国満州のハルビンに行ったが、そこは職場ではなく慰安所であった。そこで1年間いたが、病気で帰国した。その後貧しい家計を助けている途中、お金を稼ぐ

26) 일본군성노예제 문제해결을 위한 정의기억연대, “피해자들의 외침: 김복동 할머니의 삶” (<http://womenandwar.net/kr/testimony/>)

ために15歳の時に（1942年）、中国石家荘に渡ったが、再び「慰安婦」生活が待っていた。」（吉元玉ハルモニの人生）27)

1993年に日本政府は河野談話を発表し、日本軍が慰安婦に対する強制動員に関連した事実を認めた。また日本軍が慰安所の設立と運営に関与した事実も認めた。慰安婦問題は、朝鮮社会と日本の植民地支配を通じて形成されたジェンダー構造が、冷戦イデオロギーの衰退によって現れることになる。朝鮮社会の伝統と融合した女性に対する構造的な抑圧は、植民地時期を経てより広範に拡散されており、このような歴史・文化的経緯の複雑さが慰安婦問題の解決を難しくする要因の一つである。

この章では、この問題を考察するために植民地以前の朝鮮社会においてジェンダーをめぐる権力関係が、伝統的な女性の役割をどのように規定したのか、植民地と帝国主義戦争を経て、どのように性的搾取対象として動員されるようになったのかを説明する。これにより、日本の保守派（広範囲に定義すると）が、慰安婦をめぐる論争で日本の責任を認めることをなぜ拒むのかを説明する。

1. 伝統的なジェンダー構造の形成

20世紀初頭の朝鮮に対する日本の植民地支配は、外交軍事権を奪うことから始まる。前述したように軍事権は国家における男性性の象徴であり、軍事権の剥奪は国家ジェンダー性を女性として制限することである。女性は伝統社会において家内で労働していた。家族の中で女性の役割は限定されており、政治・経済的・社会的活動において男性との関係は受け身的である。これらの支配関係に飼いならされた女性は、男性の優

27) 일본군성노예제 문제해결을 위한 정의기억연대, “피해자들의 외침: 김원옥 할머니의 삶” (<http://womenandwar.net/kr/testimony/>)

越的な権力を正当化するためのメカニズムを受け入れることになる。典型的な儒教社会で男女の役割は幼児期から分かれる。男は6-7歳の時から父系の生活空間に帰属され、官僚になるための教育と試験を通して、母系活動から分離される。一方、女性は家内に滞在し、母親と一緒に過ごす時間が増えるとして縫製、刺繍ドロップ、編み物、化粧などを通じて女性化する。社会化の過程で男女の役割が分離され、女性は順応的な行動、家族のために犠牲、処女性が求められるなかで、社会の美的消費の対象としての役割も要求される。

中国でも女性を性的、美的消費の対象として扱ってきたことはよく知られた事実である。代表的な事例として、中国のてん足慣習を挙げることができる。これは、女性の美しさを顔よりも足のサイズで求めて、それをエロスの象徴とする伝統的な中国社会のジェンダー観を示す。てん足習慣のために、女性は幼年期から足のサイズが大きくなるように囲む必要があり、痛みを耐えなければならぬ。女性の肉体的な動きを制限する纏足ニッチ女性は農業活動に従事できず活動範囲は家の中に制限される。纏足は私的で秘密の女性だけの慣習である外に、他の男性に見せてないのが慣例であった。纏足の習慣は、外向的な男性の文化とは対照的に、女性が内向的、順応的な自己のアイデンティティを形成する文化的通路であり、家内的女性文化を再確認するための手段であった。これらの傾向は、朝鮮の儒教社会でも現れている。

日本の朝鮮植民地統治は、儒教社会秩序を国際関係の中に再構築したことであり、日本の植民地支配はジェンダー関係の中で正当化されている。日本による朝鮮の外交権と軍事権の剥奪は、朝鮮社会の男性性を去勢することで、男性的な日本が朝鮮を保護すべき対象化することで支配を正当化した。ジェンダー性の制限によって朝鮮は帝国主義日本の政策と利益のために犠牲を強いられる対象として規定される。朝鮮のジェンダー性を女性に制限する作業は、朝鮮王室と日本の皇室との婚姻関係を

結ぶ形で実行される。植民地の民衆の自発的な順応を引き出すために男性としての天皇系を信奉する神社参拝も強要させられる。

朝鮮社会の男性性を除去するために日本が取った方法は、女性解放を主張する新女性を登場させたことである。新女性は伝統的な家父長制度を否定し、男性優越主義を原始的で時代遅れの慣習として扱われるようになる。朝鮮社会における男性中心制度を否定する政策と同じ植民地政策は台湾でも行われた。日本の台湾植民政策は、中国社会のてん足を野蛮な習慣であると規定し、これを廃止しようとした。その結果、女性は伝統的な家族関係の義務から解放される。女性の財産権を認定するなど女性のジェンダーが強調され、家族関係において新しい役割を担うことになる。朝鮮社会で弱体化された男性性の役割に代わったのは日本の植民地統治体制である。

新女性の登場は、女性の外部活動が増加させ、伝統的な家族システムの崩壊と核家族化が行われた。これらの動きは従来朝鮮社会の男性権力は制限される一方、新女性を擁護する新しい男性権力として日本の役割を強化される。言い換えれば、植民地朝鮮の女性は、新文明を持ち込んだ日本が再構成したジェンダー構造に被支配者として編入される。すなわち、朝鮮の女性たちは、従来の依存関係から自分を解放する存在として日本を受け入れ、女性の権利と利益を実現するために植民地体制に抵抗しないのはもちろんむしろ協力的な関係を形成することになる。²⁸⁾

しかし、ジェンダー性における朝鮮の女性と日本との関係が、彼女たちと日本の植民地統治権力との関係を正当化することではない。朝鮮女性と日本関係は、朝鮮の男性の権力を低下させるとともに女性の力を増やし、それを植民地統治に利用しようとする一時期の戦略である。長い

28) Sungyun Lim. (2018). *Rule of the House: Family Law and Domestic Disputes in Colonial Korea*, Berkeley: University of California Press.

時間をかけて構築されてきた植民地の女性たちの不平等な構造は、既存の秩序の中では解決できない状況である。西洋列強のアジア進出と軍国主義日本の登場により、朝鮮社会の構造的な問題は、朝鮮社会の非効率性がさらに浮き彫りになった。新しい秩序を求める改革は、従来のジェンダー構造のなかで受け身的な存在として抑圧されてきた女性の力では実現しにくいことである。

日本は30年代に植民地女性に対して矛盾する2つの方針を同時に進めてきた。一つ目は、植民地の女性の労働力を戦争物資の生産のための戦略的な動員体制に編入させることである。これによって女性に対して男性と平等な役割を果たしている。二つ目は、伝統的な女性の役割の延長線上で女性を近代総力戦動員体制に編入させることだ。その代表的事例が慰安婦など女性を対象にした性的な動員である。前者によると、朝鮮の女性の伝統的なジェンダーアイデンティティは日本によって否定される。日本は満州事変、国連離脱、大恐慌、列強との海軍力の競争で発生した力の劣勢を取り戻し、力の均衡を維持するために朝鮮半島から人的・物的な資源を動員した。朝鮮の女性は、戦争遂行のため動員された韓国の男性に代わり労働力を補う役割を担うことになる。朝鮮に対する矛盾する植民地政策は、植民地初期のジェンダー関係を支配・被支配の関係に変化した。

2. 植民地時期の動員体制としてのジェンダー構造

帝国主義の支配者と植民地の関係をジェンダー関係として説明するためには、福沢諭吉をはじめ1930年代の流行した京都学派の大東亜共栄圏の理論が有効である。福沢は京都学派ではないが、植民地朝鮮に対する日本の役割を西洋の侵奪に対抗する保護者として位置付ける。福沢は、アジア諸国とリベラルな協力関係を構築する必要があると考えているが、これは日本が支配的な地位に立っていることを転載にしている。福

沢は、積極的な近代化と富国強兵による軍事力の蓄積（Rich Nation and Strong Army）による新たなリーダーシップを通じて地域を統合すべきであるという日本近代化論を主張している。彼の主張を引き継いだ京都学派は、家父長的支配構造を導いていく男性の権威として天皇を象徴化し、軍隊は天皇体制を維持するための自発的に協力する動員体制として位置づけている。²⁹⁾

慰安婦の動員は、このような天皇を中心とする男性支配的な家父長的帝国主義モデルの中で、天皇の軍隊に家族の一員として奉仕し、帝国の構成員としての地位を認めることになる。特に、朝鮮の皇族と日本天皇家の婚姻を通じた家族関係の形成は、家族的な役割と犠牲を正当化するための有効な支配ツールの一つである。その手段においても、朝鮮王朝には女性的な順応さが強いられており、日本皇室は彼らを保護する男性的の役割を担う構造は、植民地統治の根幹となる。これは、中国と朝鮮の間で形成されていた儒教的伝統関係が、日本と朝鮮の間にとって変わったことを意味する。天皇の軍隊への奉仕は、儒教的伝統を要求され、そのなかで特に女性的ジェンダーの役割が強調された。家族のための犠牲と義務は天皇系のための犠牲と義務にとって変わり、前近代における女性構造を植民地と帝国主義日本の関係にリセットされる。これによって、男性としてジェンダー性において日本の行動は正当化される。

しかし、敗戦は、東アジアにおける国際政治のジェンダー構造を終結させることなく、戦後における新しいジェンダー関係を国勢政治にリセットする転換点に過ぎなかった。広島・長崎での原爆投下とその後の無条件降伏宣言は、第二次世界大戦をドラマチックに終結させた。敗戦によって日本と朝鮮の関係を突然変わってしまったが、冷戦は朝鮮半島の意思が排除された新国際関係を形成し、そのなかで日韓関係は日米関

29) 福澤諭吉. (1885, 三月十六日). 脱亜論, 時事新報

係の従属変数として設定された。ジョン・ダワー（1987）は、*War without Mercy: Race and Power in the Pacific War*で、米国と日本が互いの敵意を極大化させるために、どのようなプロパガンダを進めていたのかを説明する。彼によると、日米は相手に対し侮蔑的で野蛮な動物的な人種であるというイメージを作り出し、人々の敵意を助長し、ためらうことなく相手を殺すように刷り込ませた。プロパガンダによる動員は太平洋戦争を極端に残酷化させ、お互いを許せない相手にした。ダワーの説明から、日米関係が戦前の極端的な増悪の関係から一変して協力関係を越えた同盟関係に発展したかについては疑問を呈する。³⁰⁾

米国は、太平洋戦争で日本と悲惨な戦いを行ったにもかかわらず、日本を支配対象ではなく、保護しないといけない対象化として規定した。この認識は、前後の米国の主流社会に広く浸透されており、日本に対する統治計画はそのような認識を基盤として作られたのである。America's Geisha Ally: Reimagining the Japanese Enemyを執筆した渋沢直子（2010）は、米国は日本人が占領軍に対して敵対的な感情や敵意を抱くことを懸念していたと記している。³¹⁾ルース・ベネディクトが敗戦直後に米国政府に提出した報告書は、日本がなぜそのように積極的に好戦的な国になったのかを文化的に分析したものである。その分析で、日本人は成長が足りない10代の子供のように描かれている。この報告書には、日本に対する偏見が多く含まれていることはすでに多くの学者が指摘している。³²⁾ただ、戦勝国アメリカが日本をどのように認識し、理解したかを示すこの報告書は、その後の日米関係を構造化することにおいて重要な

30) John Dower. (1987). *War Without Mercy: Race and Power in the Pacific War*. New York: Pantheon Books.

31) Naoko Shibusawa. (2010). *America's Geisha Ally: Reimagining the Japanese Enemy*, Cambridge, Mass: Harvard University Press.

32) Naoko Shibusawa. (2010). *America's Geisha Ally: Reimagining the Japanese Enemy*, Cambridge, Mass: Harvard University Press.

指針として使われる。それだけでなく、日本に対する米国の自由主義者の認識は、戦争の責任を問うべき多くの日本の個人、知識人、組織、官僚に対してその罪を免れる抜け道を提供する結果となる。彼らの同情心と思いやりによる保護意識は、帝国主義日本を代表している日本の政治家の戦争犯罪から目を背けることになる。このような記憶の歪みは戦後の日米関係を作る環境作りに大に寄与することになる。

3. 戦後日米関係の再構成とジェンダーの力学構造

米国の自由主義者の認識は、平和憲法の制定を通し構造化され、日米関係のジェンダー関係も再構築される。日米関係が男性同士のぶつかり合いの戦前の関係は、男性（米国）と女性（日本）の関係に変化する。米国は、平和憲法を通じて軍国主義の男性性を象徴した天皇の役割を削除する。天皇のジェンダー性の変化は、戦争責任の追及すべき対象から保護すべき対象へと変化させ、戦争犯罪を忘却（forgetting）させる。戦争責任に対する戦後の日本社会の認識は、朝鮮戦争の勃発とその支援体制を作るために戦犯の政治復帰させたことによって、早いスピードで変化してしまう。慰安婦問題は、このような社会的な環境の中で登場した。

1980年代の頭まで、慰安婦問題は大きな争点になれなかった。なぜなら、日本軍の慰安婦になったことは、処女性を重要視する韓国の伝統的価値観と女性としての義務と責任を果たせなかった後ろめたさから自由になれなかったからである。冷戦は抑圧的な男性中心主義を強いられており、韓国を取り巻く覇権的国際政治は、女性が自ら声を出せる環境ではなかった。³³⁾

33) Ueno Chizuko. (1999). The Politics of Memory: Nation, Individual and Self, *History and Memory*, 11(2), pp. 136-138; and 이나영. (2013). 글/로컬 젠더 질서와 한반도 여성의 몸: 일본군 '위안부'와 미군 기지촌 '양공주,' *동방학지*, 161, pp. 3-38.

韓国は、1970年代から急速な経済発展による近代化が進められた。これによって女性の社会経済的役割は増加し、女性が家族的義務と責任から解放されるスピードは速くなった。また、80年代の民主化運動は、韓国社会で女性のアイデンティティと役割を再考する重要な転機となった。例えば、1985年に発生した富川署性拷問事件は、韓国社会がいかに権威的で、男性中心的な社会であったのかを示している。この事件は、警察の公権力の行使は女性の人権（広い意味での国民の基本権）を確保した状態で行われるべきであるという社会的合意を作り出すきっかけとなった。1987年、全斗煥が軍事独裁政権を延長しようとしたことに端を発して噴出した民主化運動は、女性が国家暴力に抵抗するために声を出せる環境を作ったと評価される。³⁴⁾

80年代後半、日本軍慰安婦問題の登場は、グローバリゼーションの拡大と国際政治のジェンダー構造が変わっているということを知らせる信号である。慰安婦問題のために、日韓関係も新たな段階に入るようになる。³⁵⁾

1993年、日本政府は日本軍部の慰安婦強制動員の実態調査の結果を発表した。河野談話の内容の一部分を次に紹介する。「今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設置されたものであり、慰安所の設置、管理および慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合

34) Ueno Chizuko. (1999). The Politics of Memory: Nation, Individual and Self, *History and Memory*, 11(2), p. 136.

35) Ueno Chizuko. (1999). The Politics of Memory: Nation, Individual and Self, *History and Memory*, 11(2), p. 136. "The democratization movement and women's movement in Korea during the 1980s helped bring about this shift. More broadly, behind the women's movements in Korea stood the worldwide emergence of grassroots women's movements."

も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」。³⁶⁾

戦時日本軍の慰安婦動員に韓国人が大多数を含まれている事実を公式に認めた河野談話は、被害女性たちが個人的な意思に反して甘言で女性をだましたり、強圧的に募集したりしたことが明らかにした。河野談話は、政府当局者が調査に参加した日本の専門家グループの意見を聞く過程で感じたことを記してすべての当事者に心から謝罪を表明した。³⁷⁾宮沢喜一政権が河野談話を発表する前の首相だった中曽根康弘（1982-1987）は、彼自身が軍生活中に積極的に慰安所を設置して運営したというのはよく知られている。

しかし、安倍政権に入ってから河野談話に対する否定は強くなっている。中韓の反対にもかかわらず靖国神社参拝、憲法改正問題などが繰り返して行われていることは日本政治では珍しいことではない。例えば、1994年法務相は、当時は許可を得た売春は合法であり、戦時のイギリス、アメリカなどでも同じことが行っていたと述べた。また、保守政治家は、当時の慰安婦らは報酬を受けていることから日本が道徳的な責任を負う理由がないと発言した。³⁸⁾2013年では、橋下徹（大阪市長）が軍の規律を維持するために戦時慰安婦は戦争の当時には必要な制度であると発言している。それ以外にも慰安婦の問題を否定する日本の保守政治家は後を絶たない。河野談話は、冷戦の崩壊と日本経済が危機に直面

36) Ministry of Foreign Affairs of Japan (). *Statement by the Chief Cabinet Secretary Yōhei Kōno on the Result of the Study on the Issue of "Comfort Women"*.

37) Ministry of Foreign Affairs of Japan (). *Statement by the Chief Cabinet Secretary Yōhei Kōno on the Result of the Study on the Issue of "Comfort Women"*.

38) Bob Tadashi Wakabayashi. (2003). Review Article: Comfort Women: Beyond Litigious Feminism, *Monumenta Nipponica*, 58(2), P. 226.

しているなかで韓国、中国との協力的な関係改善を通じて地域安定をはかろうとする中産階級の普遍的価値を認めたことである。この談話は、その後の村山首相（社会党）に受け継がれ、進歩的な知識人を中心に慰安婦のためのアジア女性基金（Asia Women's Fund）が設立された。

一方、憲法改正を主張する歴史修正主義者らは、慰安婦の存在を否定する発言を続けている。ここで重要な論点は、これまで慰安婦の存在を認めた中道保守主義者でさえも、1990年代の初期には、政治的、戦略的な側面で慰安婦の実態を調査し、その結果を認めた。ただ、平和憲法の制定によって男性性を否定された日本は、原爆などのような戦争被害がより強調される。ジェンダー性の制限によって日本は戦争責任を免れるようになり、それが歴史的真相の究明と日本社会での歴史教育の実施を難しくしている。

IV、おわりに

本論文は、ジェンダーパラダイムから日本の平和憲法改正と慰安婦問題が、日米・日韓関係を規定するダイナミズムとしてどのように作用し、日本の対米・対韓関係に影響しているのかを検討した。

米国による平和憲法の制定は、日本のイメージを、アジアにおける支配者として象徴された天皇を含めて軍国主義の男性的イメージから、保護されるべき可哀想な女性のイメージに変えた。憲法9条を作成することによって、男性的イメージを象徴する武力の行使は除外されるようになった。国家を人体に例えるのであれば、男性ホルモンを制限された男性に女性性が相対的に目立つことと似てる。つまり、9条によって日本国の男性ホルモンが抑制されることによって、女性性を現す平和・人権

などが相対的に強調されるようになったのだ。

ただ、9条は日本の国家ジェンダー性を女性化しただけではなく、日本の外交政策やアジアとの関係における関係性の本質を変える結果を招いた。日本は米国によって与えられた国家ジェンダー性の構造変化を受け入れ（米国：男性、日本：女性）、米国に対して恋愛の相手に女性を使う行動を取ることを外交戦略として活用した。米国によって作られたジェンダー関係は戦後の日米関係において構造化されて来たが、日本はこの構造を拒むアクションを積極的に行えず、むしろ対米外交における現実主義的なカードとして活用している。もちろん、9条の構造を変えようとする動き（憲法改正）は続いてはいるが、一度も成功していない（つまり、憲法は改正されていない）。その理由については、本稿の範囲を超えているので、別の機会に論じて行きたい。

さらに、日本が東南アジアで積極的にODAを行っているのは、力を自慢したい米国が、日本の旧植民地であるこの地域に足を踏み入れられないように、前もって環境を作ろうとする賢さであると解釈できる。日本はこの地域において人権、サポート、支援などの役割を通じて過去の植民地支配者のイメージを払拭するとともに、影響力の維持を図ろうとしている。

米国との関係で常に女性的な振る舞いをしないといけないこのような状況は、憲法改正論者や右翼によって「対米関係は不平等」と批判されている。対米関係における日本の立場は、トランプ当選直後に日本政府が取った日本の動きに象徴的に現れている。当選直後なのに日本の総理大臣が渡米し、米国産農産物の輸入拡大と巨額の武器購入を約束した。このような姿勢は、予期せぬ当選者（新しい保護者）のご機嫌を買うための芝居として見られるのではないか。

次に、9条による日本国のジェンダー性の変化は、アジア諸国とく

に、韓国・中国との過去の歴史問題にも影響を与えている。韓国・中国がもつ過去の歴史に関する記憶のなかで日本は、支配・略奪・破壊のようなイメージとして残っている。日本は19世紀末から朝鮮半島における歴史や物語りのなかで、軍隊・警察・虐殺・ヤクザなど男性のイメージとして描かれている。朝鮮半島が日本に対して過去の被害を語る場合、そのほとんどは男性（性別的という意味だけではなく）から受けたものである。それは、この時代において日本の女性も日本社会における支配的な位置にはおらず、男性中心の日本社会のなかで受け身的存在・または従属される存在であったからであろう。戦争の主役はあくまで男性であり、女性は戦争する男性を支えるために武器を作ったり、さらに性的サービス（慰安）を提供する存在として規定されたのは内地（日本）・外地（朝鮮半島）による違いは少なかったであろう。つまり、過去に被害を受けた韓国・中国は、日本を男性の加害者として捉え、謝罪・反省を求めているのである。

これに対して、日本は戦後の平和主義・経済発展・開発途上国に対する経済支援を行ったことに対する評価を求める。金大中・小渕の間に交わされた「21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」には、その文面が入っている。戦後日本の活動は、自らの意志であるより平和憲法によるアウトカムであり、それは女性的イメージとして日本の行動を規定する結果となっている。また、憲法9条は戦前の日本から武力の行使という男性性を取り除いたことで、東アジア諸国との関係で加害者としての日本という自己認識を取り除いてしまった結果を招いたのは皮肉である。米国は9条を通じて、過去の競争相手の力を国家体制のなかで無力化することによって、潜在的な脅威を取り除こうとしたが、それは日本が自ら過去を懺悔する機会までを奪ってしまうことになった。もちろん、これはアジアにおける米国の国家戦略によって行われたことである。が、国家ジェンダー性の強制的な制限（または削除）は、日本が過

去を償う機会を失ったばかりではなく、自らの過ちから目を逸らすことになる。日本国内に過去に対する過ちを記録・展示する施設は少なく、原爆・空爆による被害や戦争体験の辛さを語りあう施設が多いのも国家ジェンダー性の影響ではなかるうか。

以上の議論で、ジェンダー性と戦後の日米関係と日本とアジア（正確には、韓国と中国）との関係を考察した。米国による日本の国家ジェンダーの変更は、韓国・中国と日本との関係性を再構築し、本来なら被害者（女性）対加害者（男性）の関係であるべきのが、被害者（女性）対被害者（米国に対する被害、女性）の関係に変わってしまった。9条は日本を戦争ができない国にしていることは肯定的に捉えることができるが、それは自らの意志による選択ではなかった点に限界がある。強制されたジェンダー性の変更は、東アジアの歴史のなかれて地域の諸問題を解決する土台として求める関係性とは必ずしも合致することではない。そのように不調和の摩擦で起きている代表的な懸案が過去の歴史問題であり、また慰安婦問題である。これまで、いくつかの研究が、ジェンダー視点で慰安婦問題を検討していたが、用いられた概念は男女関係における性的な搾取関係がメインであり、国家レベルにおけるジェンダー性の影響までは議論されていない。歴史を見るメガネは多様であるほど、問題の本質を捉えることができるが、東アジアにおける歴史問題をジェンダーという視点で俯瞰的に捉える試みが少なかったのは現状である。日本の「普通国家化」の議論はジェンダーの視点で男性性の回復のための試みとして解釈できる。普通国家化とは、戦争ができる国になるという議論に縮約できるが、このテーゼが憲法9条の撤廃または無力化に繋がることは容易に予想できる。つまり、普通国家とは戦後米国が構築した日米のジェンダー関係（構造）を破壊することを前提にしているのである。

日本に取って「普通国家化」は、国家ジェンダーの回復（男性性の回

復)であり、日米関係を平等にリセットすることになるかもしれない。ただ、日本の「普通国家化」は、日本が背負うべき責任の問題を呼び戻す環境を醸成する可能性は高めることになるのではないか。なぜなら、普通国家化によって、日本の男性性が強調されると、加害者としての日本のイメージが相対的に目立つようになるからである。加害者のイメージが強調されることは、東アジアにおける懸案の問題を巡る国際政治の構造を変化させることに影響することも予想できる。

国家レベルでジェンダー構造を見る本論の試みは、マクロな視点での有効性はあるが、さらなる検討は必要である。ジェンダーという視点の不明瞭性に加えて、地域における文化や歴史また性意識の違いが複雑に絡んでいることから、それを一つ一つ紐解くことは用意な作業ではない。また、国際政治におけるジェンダー関係の構築は、その意図性を究明することは難しく、解釈の範囲を超えることにとどまるかもしれない。しかし、この地域を巡る国際関係、過去の歴史問題、慰安婦問題などを束ねる概念的なキーワードがなかったことを考えると、ジェンダー概念の有効性を否定することはできない。そのために、今後も詳細な検討を積み重ねることで、概念の体系化を進めていきたい。

References

- 일본군성노예제 문제해결을 위한 정의기억연대. “피해자들의 외침: 김복동 할머니의 삶” (<http://womenandwar.net/kr/testimony/>).
- 일본군성노예제 문제해결을 위한 정의기억연대. “피해자들의 외침: 길원옥 할머니의 삶” (<http://womenandwar.net/kr/testimony/>).
- 이나영. (2013). 글/로컬 젠더 질서와 한반도 여성의 몸: 일본군 ‘위안부’와 미군 기지촌 ‘양공주’. *동방학지*, 161, 3-38.
- 이나영. (2014). 한국사회의 중층적 젠더 불평등: 평등 신화와 불/변하는 여성들의 위치성. *한국여성학*, 30(4), 1-45.
- 이나영. (2017). 페미니스트 질적 연구의 원리: 입장 인식론과 페미니스트 정치학을 중심으로. *미디어, 젠더 & 문화*, 32(4), 71-99.
- 이나영. (2018). 페미니스트 정의론의 관점에서 본 일본군 성노예제 문제의 의미와 과제. *젠더와문화*, 11(2), 125-156.
- 이지영. (2013). 일본사회의 일본군 위안부 문제에 대한 담론의 고찰. *한국정치학회보*, 47(5), 407-429.
- 이채원. (2020). 일본군 ‘위안부’에 대한 페미니즘과 내셔널리즘의 역학관계 — 트랜스내셔널 페미니즘의 구축과 한일 여성연대 가능성. *아시아여성연구*, 59(1), 125-165.
- 우에노 치즈코. (1999). *누가 일본군 위안부였던 여성의 침묵을 강요하였는가*. 박종철출판사.
- 최은주. (2014). 전후 일본의 조선인 위안부 표상, 그 변용과 굴절: ‘춘부전(春婦?)’의 출판/영화화 과정에서 드러나는 전후 일본의 전쟁 기억/표상/젠더. *페미니즘연구*, 14(2), 3-28.
- 최현실. (2013). 20-21세기 한반도에서 국가적 성폭력과 그 희생제의로서 여성의 몸: 일본군위안부, 여성 빨치산, 그리고 여성 탈북자의 삶을 중심으로. *한국민족문화*, 46, 277-311.
- Benfell, S. (2002). Why Can't Japan Apologize?. *Harvard Asia Quarterly*,

- 6(2), 4-11.
- Benedict, R. (1946). *The Chrysanthemum and the Sword: Patterns of Japanese Culture*. New York: New American Library.
- Berger, T. (2003). *Cultures of Antimilitarism: National Security in Germany and Japan*. Baltimore, Md: The Johns Hopkins University Press.
- Bix, H. P. (2000). *Hirohito and the Making of Modern Japan*. New York: Harper Collin Publishers.
- Ueno, C. (1999). The Politics of Memory: Nation, Individual and Self. *History and Memory*, 11(2), 129-152.
- Cumings, B. (1997). *Korea's Place in the Sun: A Modern History*. New York: W. W. Norton & Company.
- Cumings, B. (1999). *Parallax Vision: Making Sense of American-East Asian Relation at the End of the Century*. Durham: Duke University Press.
- Dower, J. W. (1999). *Embracing Defeat: Japan in the Wake of WW II*. New York: W. W. Norton & Company.
- Dower, J. (1987). *War Without Mercy: Race and Power in the Pacific War*, Pantheon Books, New York, N.Y.
- Field, N. (1997). War and Apology: Japan, Asia, the Fiftieth and After, *Positions*, 5(1), 1-51.
- Field, N. (1993). *In the Realm of a Dying Emperor: Japan at Century's End*. New York: Vintage Books.
- Martha, M. (2002). *Breaking the cycles of Hatred: Memory, Law, and Repair*, Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Gries, P. (2004). *China's New Nationalism: Pride, Politics and Diplomacy*. Berkely: University of California Press.

- Igarashi, Y. (2000). *Bodies of Memory: Narratives of War in Postwar Japanese Culture, 1945-1970*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Kim, T. (2018). *The Moral Realism of the Postwar Japanese Intellectuals*. University of Chicago.
- Lafeber, W. (1998). *The Clash: A History of U.S.-Japan Relations*. New York: W. W. Norton and Company.
- Lim, S. (2018). *Rule of the House: Family Law and Domestic disputes in Colonial Korea*. Berkley: University of California Press.
- Lind, J. (2010). *Sorry States: Apologies in International Politics*. Ithaca: Cornell University Press.
- Morris-Suzuki, T, Morris L, L. Petrov. and Timothy Y. T. (2012). *East Asia Beyond the History Wars: Confronting the Ghosts of Violence*. New York: Routledge.
- Shibusawa, Naoko. (2010). *America's Geisha Ally: Reimagining the Japanese Enemy*. Cambridge: Harvard University Press.
- Trouillot, M. R. (2000). Abortive Rituals: Historical Apologies in the Global Era. *Interventions*, 2(2), 171-186.
- Wakabayashi, B. T. (2003). Review Article: Comfort Women: Beyond Litigious Feminism. *Monumenta Nipponica*, 58(2), 223-258.
- Walzer, M. (1977). *Just and Unjust Wars: A Moral Argument With Historical Illustrations*. New York: Basic Books.
- Wendt, A. (1999). *Social Theory of International Politics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Yoneyama, L. (1999). *Hiroshima Traces: Time, Space, and the Dialectics of Memory*. Berkley: University of California Press.
- 高柳賢三. (1961). 憲法第九条, *自由*, 3(12), 46-63.

日本国憲法. 第九条.

- 高坂正堯. (1963). 現実主義者の平和論. *中央公論*, 78(1), 38-49.
- 高坂正堯. (1964). 国際政治の多元化と日本. *中央公論*, 79(12), 106-107.
- 高坂正堯. (1966). *国際政治—恐怖と希望*. 東京: 中公新書.
- 高坂正堯. (1964). 海洋国家日本の構想. *中央公論*, 79(9), 48-80.
- 猪木正道. (1962). 私の憲法擁護論. *世界*, 198, 72-75.
- 猪木正道. (1965). アメリカの東南アジア政策. *中央公論*, 80(4), 62-70.
- 猪木正道. (1962). 日本の民族主義は可能か. *自由*, 4(3), 2-11.
- 永井陽之助. (1967). *平和の代償*. 東京: 中央公論社.
- 永井陽之助. (1966). 日本外交における拘束と選択. *中央公論*, 81(3), 46-85.
- 永井陽之助. (1965). 米国の戦争観と毛沢東の挑戦. *中央公論*, 80(6), 50-90.
- 永井陽之助. (1966). 日本外交における拘束と選択. *中央公論*, 81(3), 46-85.
- 江藤淳. (1965). *アメリカと私*. 東京: 講談社.
- 江藤淳. (1980). *1946年憲法—その拘束*. 東京: 文芸春秋社.
- 江藤淳. (1980). *1946年憲法—その拘束・補遺*. 諸君, 90-99.
- 福田恒存. (1964). 平和論の進め方についての疑問. *中央公論*, 79(10), 315-328.
- 福田恒存. (1966). *福田恒存 著作集 第5*. 東京: 新潮社, 177-198.
- 読売新聞. (1959). 財産権労働三権関係聞く, 憲法調査会にしに, (十月二十二日). 読売新聞.
- 福澤諭吉. (1885). 脱亜論, (三月十六日). *時事新報*
- 外務省. (1993). 慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話, (八月四日).